

津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例（案）

解 説

津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例解説目次

第1章 総則	1
(目的) 第1条	1
(定義) 第2条	1
(基本理念) 第3条	2
(町の責務) 第4条	3
(町民の責務) 第5条	3
(土地所有者等及び施設設置者の責務) 第6条	4
第2章 地下水の適正な採取	4
(揚水設備の設置の届出) 第7条	4
(届出事項の変更に係る勧告等) 第8条	6
(実施の制限) 第9条	8
(届出内容の変更) 第10条	8
(完了届) 第11条	9
(承継) 第12条	9
(廃止等の届出) 第13条	10
(勧告等) 第14条	11
(緊急時の措置) 第15条	12
(報告の徴収及び立入調査) 第16条	13
(地下水涵養の努力義務) 第17条	13
(地下水の採取量の定期報告等) 第18条	15
第3章 水源地域における適正な土地利用の確保	15
(水源地域の指定) 第19条	15
(所有権の移転等の事前届出) 第20条	17
(対象工作物設置の事前届出等) 第21条	19
(報告の徴収及び立入調査) 第22条	20
(助言) 第23条	21
(勧告等) 第24条	22
第4章 雜則	23
(公表) 第25条	23
(委任) 第26条	23

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地下水及び水源地域の保全に関し、基本理念を定め、町、町民、土地所有者等及び施設設置者の責務を明らかにするとともに、地下水の適正な採取及び水源地域内の土地所有権等の移転等及び対象工作物の設置等適正な土地利用の確保について必要な事項を定めることにより、水源地域の機能の維持と健全な水循環の維持に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものである。

【解説】

- (1) 「地下水の保全」とは、地下水の水量の保全のことをいう。そのため、地下水の水量を維持するために、地下水の適正な採取を担保するための規定を第2章で定めている。
- (2) 「水源地の保全」とは、水源地域内の土地が有する水源涵養機能の維持、増進を図ることをいう。そのため、水源地における適正な土地利用を確保するための規定を第3章で定めている。
- (3) 「地下水の適正な採取」とは、周辺の地下水利用に支障が生じないようにするとともに、地下水の涵養に努めることをいう。
- (4) 「適正な土地利用の確保」とは、水源涵養機能が損なわれないような土地利用を確保することである。
- (5) 「水源地域の機能」「健全な水循環」とは、水源地域が有するや人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切な保たれた状態での機能の維持、水循環をいう。森林の荒廃に伴う水源涵養機能の低下が懸念されており、地下水及び水源地期の保全について、町、町民、土地所有者等及び施設設置者がそれぞれの責務又は役割を果たし、地下水の適正な採取及び水源地の適正な土地利用の確保を行うことで、将来にわたって健全な水循環を維持していくものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水設備 動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取するための設備をいう。
- (2) 水源地域 第19条第1項の規定により町が指定した地域をいう。
- (3) 土地所有者等 水源地域に所在する土地（規則で定めるものに限る。第19条第1項において同じ。）の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。
- (4) 対象工作物 水源地域内に水質を汚染する又は水量に影響を及ぼすおそれのある営利を目的とした規則で定める事業に係る施設をいう。
- (5) 施設設置者 揚水設備や対象工作物を設置しようとする者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例の中で用いる用語を定義したものである。

【解説】

- (1) 第1号では、揚水設備を「動力を用いて地下水を採取する設備」と定義した。これは動力を用いた地下水の採取は水循環に対して負荷を与えるため本条例の対象とするものである。温泉は、温泉法が適用されるため、本条例の対象から除外した。
- (2) 第2号の「水源地域」とは、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる地域として、第3章の規定により町長が指定した地域をいう。当面、ニュー・グリーンピア津南周辺地域及び新潟県自然環境保全条例による指定地域である龍ヶ窪周辺地域とした。
- (3) 第4号の「対象工作物」は、水源地域内に水質を汚染する又は水量に影響を及ぼすおそれのある営利を目的とした事業について事前に届け出ることを第3章で定めている。対象工作物は施行規則第3条で定める。

施行規則

(対象工作物等に係る事業)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般廃棄物処理業
- (2) 産業廃棄物処理業
- (3) 砂利採取業及び碎石業
- (4) 鉱業
- (5) ゴルフ場業
- (6) 既にある坑道に横坑を掘削する等、水量に影響を及ぼすおそれがある事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、水質を汚濁し、又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業（町や集落で管理する水道事業を除く。）

(基本理念)

第3条 地下水の保全は、日本有数の多雪地帯である津南町（以下「町」という。）において、森で浄化された豊富な雪解け水が大地を潤し、町の特産品でもある美味しい農産物を生産するなど、町民生活及び地域の産業の基盤をなしているという認識に立って推進されなければならない。

- 2 地下水の保全は、地下水が限りある資源であることを踏まえ、急激な地下水位の低下や地盤沈下など地下水の減少による障害並びに水質の汚染が発生しないよう、地下水の涵養と環境保護並びに適正な利用を図ることにより推進されなければならない。
- 3 水源地域の保全は、森林の有する水源涵養機能が水資源の供給に重要な役割を果たしていること、町、町民、土地所有者等及び施設設置者（以下「関係者」という。）は、町の豊かな水資源を通して森林の恵沢を享受していること、また、水資源が地域経済を支えていること等に鑑み、関係者の相互連携及び協力の下に、水源涵養機能の維持及び増進が図られるよう推進されなければならない。
- 4 関係者は、森や水の大切さを共有するとともに、その存在意義や価値を認識し、かけがえのない森や水資源を次の世代に確実に引き継いでいくために努力しなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条に規定する目的を達成するため、町、町民等関係者に共通する基本的な理念を規定したものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、地下水の保全は、日本有数の多雪地域である本町において、豊富な雪解け水が町民生活や地域産業の共通基盤となっているという認識にたって推進されなければならないという理念を示している。
- (2) 第2項においては、近年続く渴水等による降水量の長期的な減少や農地や森林の荒廃等が地下水に影響を与えることが懸念されており、地下水が限りある資源であることを踏まえ、急激な地下水の低下、減少による障害、水質汚染が発生しないよう、地下水の涵養と適正な利用を図ることにより、地下水の保全は推進されなければならないという理念を示している。また、本項は、第2章において、第15条の命令や第17条の地下水涵養の努力義務がなぜ必要かの基本理念でもある。
- (3) 第3項においては、水源の涵養機能が、水資源の供給に大きな役割を果たしていること、水資源を通して森林の恵沢を受けていること、地域経済を支えていることの考えの下、関係者が連携、協力し、水源涵養機能の維持、増進を図ることが必要であるという理念を示している。
- (4) 第4項においては、森や水の大切さ、存在意義を認識し、その資源を次の世代に引き継ぐ努力をしていくことが必要であるという理念を示している。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、地下水及び水源地域の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【趣旨】

本条は、町の責務として、地下水及び水源地域を保全する上で必要な施策を策定し、実施することを規定したものである。

【解説】

「地下水及び水源地域の保全に関する施策」とは、本条例の第2章及び第3章に規定する施策をいい、それらの施策を相互に連携し、本条例の目的に従って一体のものとして実施することをいう。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に則り、地下水及び水源地域の保全に対する理解を深め、町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

本条は、地下水の保全については、町民一人ひとりの水源地域の保全への理解やこの条例に基づく取組みについて協力が求められることから、町民の責務を規定したものである。

【解説】

町民は、基本理念に則り、地下水及び水源地域の保全に対する理解を深め、町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力する責務を有するものとした。例えば、生活用水の

効率的利用による節水等、地下水涵養等の取組みのことをいう。

(土地所有者等及び施設設置者の責務)

第6条 土地所有者等及び施設設置者は、基本理念に則り、町が実施する地下水及び水源地域の保全に関する施策に協力する責務を有する。

2 土地所有者等及び施設設置者は、基本理念に則り、森林の適正な整備に努めるとともに、町が実施する地下水及び水源地域の保全に関する施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

本条は、地下水及び水源地域の保全に当たっては、土地所有者等及び施設設置者の施策への理解、さらにはこの条例に基づく取組みについて具体的な対応が求められることから、土地所有者等及び施設設置者の責務を規定するものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、土地所有者等及び施設設置者は、地下水の利用実態の適正な把握や所有権の移転、工作物の設置等、町が実施する地下水及び水源地の保全に関する施策に協力する責務があるものとした。
- (2) 第2項においては、土地所有者等及び施設設置者が森林は町民や町に水資源という恩恵をもたらす公益的な機能を有していることを認識し、その機能を維持するために森林の適正な整備に努めるほか、町が実施する地下水及び水源地の保全に関する施策に協力する責務があるものとした。

第2章 地下水の適正な採取

(揚水設備の設置の届出)

第7条 水源地域に吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする施設設置者は、規則で定めるところにより、次の事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は名称（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 揚水設備の設置場所
 - (3) 揚水設備のストレーナーの位置
 - (4) 揚水設備の揚水機の吐出口の断面積及び原動機の出力
 - (5) 揚水設備により採取する地下水の水量
 - (6) 揚水設備により採取する地下水の用途
 - (7) 前各号で掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の届出には、揚水設備の設置場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

【趣旨】

本条は、地下水の保全のための施策を推進するためには、揚水設備について実態を把握するとともに、地下水の保全上、支障のある行為に適切に対応する必要があるため、揚水設備を設置しようとする場合の届出を義務付けたものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、吐出口の断面積が6cm²を超える揚水設備を設置しようとする者に対し、町長への届出を義務付けたものである。6cm²を超える揚水設備としたのは、家庭用の小規模な揚水設備については対象とせず、主に事業用に使用される揚水設備を把握するためである。
- (2) 事前の届出制としたのは、届出のあった事項について審査し、周辺の地下水の利用に支障を及ぼすと認められるときは、届出事項の変更を行わせることができるとしたためである。また、届出を設備設置の時点で捉えることが、設備の設置を完了し採取を開始した時点で捉えるよりも、社会・経済的な観点から妥当であると考えられるためである。
- (3) 届出を行う単位は揚水設備ごとである。揚水設備とは、ポンプ等の動力を用いて地下水を採取するための設備で、ケーシングやポンプ、モーター本体、揚水管等も含まれる。
- (4) 「揚水設備を設置しようとする（とき）」とは、揚水設備の設置の工事に着手しようとするときであり、掘削工事も該当する。届出する施設設置者は、第9条の規定により30日の実施の制限がある。
- (5) 届出の様式及び添付書類は施行規則第4条第1項で定める（様式第1号）。
- (6) 第1項第7号の規則で定める事項は、施行規則第4条第2項で定める。

施行規則

（揚水設備の設置の届出）

第4条 条例第7条第1項の規定による届出は、揚水設備設置届出書（様式第1号）を町長に提出してするものとする。

- 2 条例第7条第1項第7号の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 扬水設備を設置する工場、事業所その他の場所の名称及び所在地
 - (2) 扬水設備の口径及び深さ
 - (3) 扬水機の種類及び最大吐出量
 - (4) 扬水機（吐出口の断面積が50平方センチメートルを超えるものに限る。）により採取する地下水の水量を測定するための機器の種類
 - (5) 扬水設備の設置の工事に着手する日
 - (6) 地下水の採取を開始する日
 - (7) 各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。第10条第2項において同じ。）において地下水を採取する期間
 - (8) 採取する地下水の水量の算出根拠
 - (9) 扬水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職名
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- (7) 施行規則第4条第2項第2号の「揚水設備の口径及び深さ」とは、ケーシングの内径及び深さのことである。
- (8) 施行規則第4条第3項第3号の「揚水機の種類」とは、水中ポンプ、地上ポンプ、エアリフトポンプ等のことをいう。
- (9) 施行規則第4条第2項第10号に規定する「町長が必要と認める事項」は、揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所における水源別の使用水量に関する事項である。

(10) 第2項においては、届出の際の添付書類を施行規則第4条第3項で定めることを規定した。

施行規則

(揚水設備の設置の届出)

第4条

3 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所の位置を示す図面
- (2) 揚水設備及び揚水機の構造図
- (3) 揚水機を採取する地下水の水量を測定するための機器を設置する位置を示す図面
- (4) 前3項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(11) 施行規則第4条第3項第4号に規定する「町長が必要と認める書類」とは、工場又は事業所内における地下水の使用の系統を示した図面（地下水の利用の系統や計画量を図示したもの）である。

(届出事項の変更に係る勧告等)

第8条 町長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る揚水設備を用いた地下水の採取により周辺における地下水の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該揚水設備により採取する地下水の水量、揚水機の能力その他当該届出に係る事項を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 町長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた施設設置者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた施設設置者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、地下水の適正な採取を図るために、第7条第1項の届出内容の揚水設備が設置される前に書面で審査し、周辺の地下水利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、届出をした施設設置者に対し、採取する地下水の水量、揚水機の原動機の出力その他届出に係る事項を変更すべきことを勧告できることや勧告に従わなかった場合の勧告内容の公表等について規定したものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、揚水設備の計画段階により、設備設置者に対し事前に計画の変更等の措置を講じさせることができが可能となり、周辺の地下水利用の支障を事前に防ぐことができる。また、設備設置者の立場から見ても、計画段階において必要な措置を行っておく方が、揚水設備設置後に改善するよりも経済上適当であると考える。
- (2) 「周辺における地下水の利用に支障を及ぼすおそれがある」としては、当該届出の内容に従い設置された揚水設備において、次の場合が想定される。
 - ① 既設の揚水設備と極めて隣接しており、地下水の摂取によって著しい影響が起きることが想定される場合
 - ② 計画採取量が過大で、その周辺での地下水利用に著しい影響を及ぼすことが想定

される場合

- ③ 周辺の既設揚水設備と同一の帶水層からの地下水採取が行われるため、相互干渉が生じて著しい影響が起こることが想定される場合

なお、ここで言う「著しい影響」とは、既設の揚水設備による地下水利用や周辺での地下水利用（農業生産等）に支障が生じ、事業活動等に影響が出ることが明らかな場合を指す。

- (3) 励告については、勧告内容を明確化する趣旨から、原則として書面で行う。
- (4) 「周辺における地下水の利用」には、条例第7条第1項の規定により届けられた揚水設備によるものだけでなく、例えば家庭用の小規模な井戸や農業用水も含まれる。
- (5) 「その他当該届出に係る事項」とは、変更の勧告ができるのは届出に係る事項のみに限られるという趣旨を示したものである。逆に、届出された事項については、周辺の地下水利用の支障を防ぐため計画段階で変更を勧告できる。
- (6) 第2項においては、勧告に従わない場合は、勧告を受けた施設設置者の氏名、勧告の内容及び勧告に従わなかつたことを公表することができる。公表の方法は、町のホームページや広報紙などにより行うものとする。
- (7) 「勧告に従わない」と判断される時点は、届出者が勧告された事項を変更せずに揚水設備の設置を完了したとき、又は設置は完了していないが、変更事項に係る部分の工事が終わっていると判断されたときである。
- (8) 第3項においては、公表される施設設置者に意見を述べる機会を与えなければならない。意見については、津南町行政手続条例第15条に準じて聴取するものとする。

《参考》津南町行政手続条例（平成9年条例第1号）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聽聞の期日及び場所
- (4) 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聆聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

- (2) 聆聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合には、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(実施の制限)

第9条 第7条第1項の規定による届出をした施設設置者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る揚水設備を設置してはならない。

【趣旨】

本条は、届出の受理日から30日を経過するまで、揚水設備の設置を制限することを規定したものである。

【解説】

- (1) 受理の日から30日を経過するまでとしたのは、第8条での計画変更の勧告ができる期間を届出の受理から30日以内とており、町が届出内容を審査し、勧告すべきかを検討する期間中に工事着手させないためである。
- (2) 「揚水設備を設置」とは、揚水設備の設置のための工事の着手も含む概念である。したがって揚水設備の完了段階ではなく、掘削工事も含まれる。

(届出内容の変更)

第10条 第7条第1項の規定による届出をした施設設置者は、当該届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前2条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第7条第1項の規定による届出をした施設設置者は、その届出に係る同項第1号又は第7号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、第7条第1項の届出をした者が届出事項を変更する場合、町長に届け出なければならないことを規定してものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、届出内容の変更とされる時点は、揚水設備の設置前における計画段階の変更及び揚水設備設置段階後における揚水設備等の変更をする場合の双方を含む（様式第2号・施行規則第4条第1項）。
- (2) 条例第7条第1項第3号から第6号までの変更については、周辺の地下水利用に影響が起きる可能性があることから、変更前に審査する必要があり、事前に届けさせることとした。なお、届出を要しない「規則で定める軽微な変更」とは、同項第5号に係る変更であって、揚水設備により採取する地下水の水量が増加しない（減少する）場合をいう。

施行規則

(揚水設備等の変更の届出)

第5条 条例第10条第1項の規定による届出は、揚水設備構造等変更届出書（様式第2号）を町長に提出してするものとする。

2 条例第10条第1項の規則で定める軽微な変更は、条例第7条第1項第5号に掲げる事項の変更で当該変更後の水量が同項の規定による届出に係る水量を超えないものとする。

3 条例第 10 条第 3 項の規定による届出は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる事項又は同項第 7 号に掲げる事項（前条第 2 項第 1 号及び第 9 号に掲げる事項に限る。）の変更に係るものにあっては氏名等変更届出書（様式第 3 号）を、条例第 7 条第 1 項第 7 号に掲げる事項（前条第 2 項第 1 項及び第 9 号に掲げる事項を除く。）の変更に係るものにあっては揚水設備構造等変更届出書（様式第 2 号）をそれぞれ町長に提出してするものとする。

- (3) なお、第 7 条第 1 項第 2 号の揚水設備の設置場所に係る変更については、場所を変更しようすることは、新たな揚水設備の設置であるため、本条の届出ではなく、条例第 7 条第 1 項の届出となる。
- (4) 第 2 項においては、第 1 項の変更があった場合、第 7 条第 1 項の届出内容が変更されることから、第 2 項の規定により第 9 条の届出事項の変更に係る勧告及び第 10 条の実施の制限に関する規定が準用される。
- (5) 第 3 項においては、事前審査の必要がない事後届について規定している。第 7 条第 1 号及び第 7 号については、氏名等の変更であり、事前審査の必要がないことから、事後の届出とした。
- (6) 届出の様式は、様式第 2 号と様式第 3 号による。

（完了届）

第 11 条 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者及び前条第 1 項の規定による届出（第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。）をした施設設置者は、当該届出に係る揚水設備の設置の工事が完了したときは、その完了の日から 15 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、完了届について規定したものである。

【解説】

第 7 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の届出を行った施設設置者は、揚水設備又は変更の工事が完了したときに届け出なければならないことを規定したもので、この届出により地下水の採取の開始について把握しようとするものである（様式第 4 号・施行規則第 6 条）。

（承継）

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者から当該届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係る当該届出をした施設設置者の地位を承継する。

- 2 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者について相続、合併又は分割（当該届出に係る揚水設備を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、当該届出をした施設設置者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、揚水設備の譲渡等を受けた者について、第7条第1項の届出を経ずして、本条による届出により地位を承継できることを規定したものである。

【解説】

- (1) 第1項及び第2項においては、第7条第1項（附則第2項による届出も含む。）の規定による届出をした後、完了届が提出され、この条例によって設けられた揚水設備の施設設置者としての地位が確定したものから揚水設備を譲り受けた者等は、当該届出をした施設設置者の本条例に基づく地位を承継することを規定した。
- (2) 第1項で特定承継、第2項で一般承継について規定し、揚水設備についていずれの承継が行われた場合も当該届出をした施設設置者の地位を承継する。
- (3) 当該届出をした施設設置者の地位を承継するとは、承継した揚水設備についての第10条の変更の届出及び第14条の地下水の保全のための勧告、第15条の緊急時の措置に係る命令、第16条第1項の報告の徴収及び立入調査、第17条第2項の地下水の涵養のための計画の提出、第18条第2項の採取した地下水の水量の報告義務等を承継することをいう。
- (4) 第3項においては、第1項及び第2項により第7条第1項の規定による届出をした施設設置者は、町において、報告の請求など名宛人を把握する必要があるため、承継があった日から30日以内に町に届け出なければならない（様式第5号・施行規則第7条）。

（廃止等の届出）

第13条 第7条第1項の規定による届出をした施設設置者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。揚水設備の使用を廃止し、又は撤去したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 揚水設備を廃止した場合
- (2) 揚水機の吐出口の断面積を6平方センチメートル以下とした場合

【趣旨】

本条は、町内にある届出対象となる揚水設備の利用実態を把握するため、揚水設備の廃止等をした場合には届け出なければならないことを規定したものである。

【解説】

- (1) 「揚水設備の廃止」とは、井戸の埋め戻し、揚水機の撤去等、将来にわたって揚水設備を使用できなくなることをいう。
- (2) 揚水設備の廃止、揚水機の吐出口の断面積を6cm²以下にした場合は届出をしなければならない（様式第6号・施行規則第8条）
- (3) 揚水設備の撤去による廃止又は揚水機の吐出口の断面積を6cm²以下にした後、新たに揚水機（吐出口の断面積が6cm²を超えるもの）を設置しようとするときには、条例第7条の設置届を提出しなければならない。

(勧告等)

- 第 14 条 町長は、地下水の保全のために必要があると認めるときは、第 7 条第 1 項の規定による届出に係る揚水設備により地下水を採取する施設設置者に対し、その判断の根拠を示して、期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限その他地下水の保全上必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 町長は、第 7 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定に違反して揚水設備を設置している施設設置者に対し、期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限、当該揚水設備の廃止その他違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定による勧告について準用する。

【趣旨】

本条は、地下水の適正な採取を担保するため、届出があった揚水設備による地下水の採取行為により、周辺の地下水利用に支障が生じていると判断されたときに、採取する地下水の量の制限等必要な措置を勧告できること、第 7 条の設置の届出や第 10 条の届出をせずに設置又は変更したものに対し、違法な地下水の採取の停止等をさせるため、揚水設備による地下水の採取の停止などの勧告ができるなどを規定したものである。

【解説】

- (1) 第 1 項において、「地下水の保全のために必要があると認めるとき」とは、地下水の適正な採取を図るために、周囲の地下水の低下などの障害が発生し、著しく公共の利益を損ない、早急に地下水の回復を図る必要があると認められるときである。
- (2) 第 1 項の勧告をするに当たっては、地下水を採取する施設設置者に対して、当該揚水設備による地下水の採取が、周辺の揚水設備の水位低下を招いたり、地下水利用に大きな影響をもたらすおそれがあること又はもたらしたことの判断の根拠を示さなければならない。これは、地下水採取は土地所有権の行使であることから、勧告を行う上で慎重に行われることを担保するものである。
- (3) 「期限を定めて」とは、勧告をするに当たっては、地下水の保全のためには勧告内容の実施を確実に行わせるとともに、地下水位が実際に低下している場合又は低下が確実視される場合に、地下水の低下を早急に回復又は防止する必要があることから、あらかじめその履行期限を定めなければならないことを規定したものである。
- (4) 「その他地下水の保全上必要な措置」とは、揚水設備の運転時間の変更のように直接的に採取する量を調整する措置の他、地下水位の変動把握のための水位計の設置なども含まれる。
- (5) 第 2 項においては、本条例による届出の義務違反を抑制することを図るものである。違反者に対しては、地下水の採取の停止又は地下水の採取量の制限の措置により、本来行われるべき審査を経るまでは、地下水の採取行為に一定の制約を課すことができるとした一方、特に当該採取行為による採取量が多く、周辺の地下水採取に支障をもたらす等、地下水の保全にリスクが大きい行為については、揚水設備の廃止まで勧告できることとした。
- (6) 「揚水設備の廃止」とは、揚水機の撤去又は井戸設備の埋め戻しをいい、揚水機の吐

出口の断面積を6cm²以下にすることは含まれない。

- (7) その他「違反を是正するために必要な措置」とは、当該揚水設備を用いて地下水を採取する時間の制限などをいう。
- (8) 第3項においては、本条の勧告に従わなかった場合は、第8条の届出事項の変更に係る勧告と同様、勧告に従わなかった旨等の公表をすることができる。また、第8条と同様に公表を行う際には、勧告を受けた施設設置者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急時の措置)

第15条 町長は、地下水を採取したこと又は異常な渇水その他これに準ずる事由による地下水の異常な低下、地盤沈下その他の障害の発生により地下水の保全を図るために緊急に必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域において揚水設備を設置する施設設置者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限その他の地下水の保全上必要な措置を命ずることができる。

【趣旨】

本条は、地下水の適正な採取を担保するため、地下水の過剰採取や異常な渇水等により、広範囲で地下水位の著しい低下や地盤沈下などの障害がみられるなど緊急の必要がある場合は、区域及び期間又は制限を定め、揚水設備を設置する施設設置者に対して、勧告ではなく、より実効性のある手段として、地下水の採取の停止等を命ずることができることを規定したものである。

【解説】

- (1) 「緊急の必要があるとき」とは、広域にわたって地下水位の低下が生じ、地下水の採取に支障が生じているときや地盤沈下が生じているとき、湧水の湧出量が減少又は湧出が停止したときなどをいう。
- (2) 命令は、区域内に揚水設備を設置する施設設置者に対してそれぞれ行い、第7条第1項の届出に係る揚水設備であるかどうかにかかわらず対象となる。
- (3) 「影響を及ぼすと認められる地域」とは、障害の原因となっている地下水の涵養地域となっている区域だけでなく、障害を発生する事由によって異なるが、現に障害が発生している区域も含まれる場合がある。
- (4) 「期間又は期限を定めて」とは、渇水など自然現象が原因であるときなど、原因の解消時点をある程度の幅をもって予見しなければならない場合は、一定期間を定めて命令することとし、地下水障害の原因の解消の時期が明確な場合や、因果関係を確定するための採取の停止などを命じる場合については期限を定めて命令することとする。
- (5) 「その他の地下水の保全上必要な措置」とは、それぞれの揚水設備による地下水の採取の時間をずらす等のことをいう。
- (6) 本条に基づく命令違反については、行政代執行も可能である。

(報告の徴収及び立入調査)

- 第 16 条 町長は、この章の規定を施行するために必要な限度において、揚水設備を設置する施設設置者から必要な報告を求め、又はその職員に、揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所に立ち入り、当該揚水設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。
- 2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第 1 項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、適正な地下水の採取を図るため、無届の状況を把握するなど、条例の目的を達成するために必要な資料を得るために、揚水設備について報告の徴収及び立入調査について規定したものである。

【解説】

- (1) 第 1 項においては、報告の徴収及び立入調査の対象となる揚水設備は、第 7 条第 1 項による届出があった揚水設備に限らない。
- (2) 第 1 項の「その他の物件」とは、揚水設備の送水管や排水口、水位計、流量計など、揚水設備を用いて採取する地下水の量などを把握する上で必要となる設備等のことをいう。
- (3) 第 2 項において、「身分を示す証明書」は、規則で様式を定め、立入調査時に必ず携帯し、関係者の求めに応じて提示するものとする。なお、提示の際には、当然、立入調査の目的を説明することとなる（様式第 7 号・施行規則第 9 条）
- (4) 第 3 項においては、立入調査が本章の円滑な執行を目的とするものであって、犯罪捜査等の掲示手続きとは異なることを規定した。

(地下水涵養の努力義務)

- 第 17 条 揚水設備を設置する施設設置者は、地下水の涵養に努めなければならない。
- 2 揚水機の吐出口の断面積が 50 平方センチメートルを超える揚水設備を設置する施設設置者は、規則で定めるところにより、地下水の涵養に関する計画を作成し、町長に提出しなければならない。
 - 3 前項の計画を提出した施設設置者は、当該計画の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更後の計画を町長に提出しなければならない。
 - 4 町長は、第 2 項の規定に違反して同項の計画を提出しない施設設置者又は前項の規定に違反して同項の変更後の計画を提出しない施設設置者に対し、期限を定めて第 2 項の計画又は前項の変更後の計画を提出すべきことを勧告することができる。
 - 5 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

【趣旨】

本条は、地下水を将来にわたって安定して利用できるよう、町、町民の貴重な財産として守り、継いでいく必要があり、また、地下水が限りある資源であるため、地下水の涵養を図っていかなければならることから、揚水設備による地下水を採取するものに地下水の涵養の努力義務を課すことを規定したものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、揚水設備を用いて地下水を採取している者は、届出の有無や揚水設備の規模の大小にかかわらず、地下水を保全するため、地下水の涵養の努力義務があることを規定している。「地下水の涵養」とは、雪や雨、川の水などが地下水に浸透して帶水層に流れ込むことをいう。具体的には、事業所の事業所の敷地内における緑地帯や雨水浸透ます等、浸透施設の設置、敷地外における農地の管理、森林の整備を行い、雨や雪など地表に達した水を地下に浸透させ帶水層へ流れ込むことを促進される取組みを示す。
- (2) 第2項においては、大量に地下水を採取することは、水循環に対して与える負荷が大きいことから、揚水機の吐出口が 50 cm^2 を越える揚水設備（ $1,000\text{ m}^3/\text{日}$ 程度の採取が可能）を設置する施設設置者（以下「大規模採取者」という。）には、地下水の涵養に関する計画の作成・提出を義務付けることによって、計画的な地下水の涵養に取組みの実施を促すことにした。
- (3) 「地下水の涵養の計画」とは、目標となる涵養量を採取量等から算出し、それを達成できるように、揚水設備を設置する敷地内における雨水浸透ます等浸透施設の設置、緑地化、敷地外における農地の管理、森林の整備など、地下水を涵養するための手段と目標とする涵養量を記したもので、規則で定めている（様式第8号・施行規則第10条第1項）。
- (4) 計画の作成は、事業所等の単位ごとに行うことができる。
- (5) 大規模採取者は、肝要計画書を地下水の採取を開始する前までに町長に提出しなければならない。
- (6) 大規模採取者は、原則として地下水の採取量や採取用途に応じて設定される目標涵養量を達成できるような涵養計画を策定しなければならない。

施行規則

（地下水の涵養に関する計画）

第10条 条例第17条第2項による地下水の涵養に関する計画（条例附則第1項ただし書に規定する日において現に存する揚水機の吐出口の断面積が 50 平方センチメートル を超える揚水設備（工事中のものを含む。附則第2項において同じ。）により採取する地下水の水量のみに基づいて作成されるものを除く。）の提出は、当該計画に係る揚水設備による地下水の採取を開始する前に、地下水の涵養に関する計画書（様式第8号）を町長に提出してするものとする。

- (7) 第3項においては、地下水の涵養に関する計画を変更した場合についての規定である。「当該計画の内容を変更したとき」とは、涵養の手段を変更したとき又は第7条若しくは第10条の届出により採取量が変更したときをいう（様式第8号・施行規則第10条第2項）。
- (8) 第4項及び第5項においては、地下水の涵養計画の提出の義務に違反した場合、第8条の届出事項の変更に係る勧告と同様に勧告できるものとし、勧告に従わなかつた場合は、公表するものとする。

(地下水採取量の定期報告等)

第18条 前条第2項の揚水設備を設置する施設設置者は、規則で定めるところにより、水量を測定するための機器を用いて当該揚水設備により採取した地下水の水量を測定し、その結果について記録を作成しなければならない。

2 前条第2項の揚水設備を設置する施設設置者は、毎年1回、規則で定めるところにより、前項の規定による測定の結果を町長に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、本町における地下水の採取量を把握する必要があることから、大規模採取者に採取量の測定と毎年1回、年間の採取量を報告することを義務付けたものである。

【解説】

- (1) 第1項において、「水量を測定するための機器」とは、地下水の採取量を正確に測定するための機器のことと、一般的には「量水器」と呼ばれるものである。水量を測定するための機器の設置は届出者に経済的負担を課すことになること等から、対象を揚水機の吐出口の断面積が50cm²を超える揚水設備を設置する者とした。
- (2) 「水量を測定するための機器」には、接線流羽根車式水道メーター、電磁式水道メーター等各種あるが、採取した地下水の量が正確に測定できるものであれば、どの種類を採用しても差し支えない。
- (3) 水量を測定するための機器の設置時期は規定していないが、第2項の規定により、毎年の報告義務が生じるため、揚水設備設置工事期に併せて設置するものとする。
- (4) 第1項の規定によって業者が行う記録については、施行規則第11条第2項で定める様式第9号により、揚水設備ごとに月ごとの地下水の採取量を報告すれば足りることから、本条例で様式を定めるのではなく、記録すべき項目のみを規定し、その結果を報告することとした。

施行規則

第11条 条例第18条第1項に規定する記録は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

- (1) 地下水を採取した期間
- (2) 採取した地下水の水量
- (5) 第2項においては、測定の結果については、規則第11条第2項により、毎年度の結果を翌年の6月末日までに町長に報告する。
- (6) 報告書の提出は、事業所等において、揚水設備ごとの地下水の採取量を報告して行う(様式第9号・施行規則第11条第2項)。

第3章 水源地域における適正な土地利用の確保

(水源地域の指定)

第19条 町長は、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るために適正な土地利用を確保することが必要と認められるものを水源地域として指定することができる。

- 2 町長は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところによりその旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間縦覧に供するものとする。
- 3 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る水源地域の指定をしようとする区域内の土地所有者等その他の利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則に定めるところにより、縦覧に供された案について、町長に意見書を提出することができる。
- 4 町長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときは、当該意見書を提出した者の意見の聴取を行うものとする。
- 5 第2項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、水源地域の保全の前提となる、水源地域の指定、解除、区域の変更に関する手続きについて規定したものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、本町における森林の占める割合が64%であり、浸透能が高い利用形態の土地であることから水源涵養機能を維持、増進していく上で、適正な土地利用の確保が必要となる地域を水源地域に指定するものである。なお、当面はニュー・グリーンピア津南周辺地域及び新潟県自然環境保全条例による指定地域（龍ヶ窪自然環境保全地域）を指定する。
- (2) 第2項においては、水源地域の指定の際には、指定の案の告示による利害関係者への周知及び縦覧期間について規定するとともに、告示の方法を規則へ委任した。

施行規則

(水源地域の指定等の案の告示)

第12条 条例第19条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を町広報紙等に登載して行うものとする。

- (1) 水源地域（その区域の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分）に含まれる土地
 - (2) 水源地域の指定又はその区域の変更の案の縦覧場所、期間及び時間
 - (3) 条例第19条第3項に規定する意見書（以下「意見書」という。）を提出する場合の提出先及び提出期限
- (3) 第3項においては、指定の案について利害関係者に意見を述べる機会を与えるため、意見書の提出期限を規定するとともに、意見書の様式及び添付書類について規則へ委任した。なお、その他の利害関係人とは、水源地域に指定しようとする区域内の土地に使用収益の権利を有する者をいう。

(水源地域の指定等に係る意見書の提出)

第13条 意見書の提出は、所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付した水源地域の指定（変更・解除）に係る意見書（様式第10号）を町長に提出してするものとする。

- (4) 第4項においては、利害関係人から指定の案について異議がある旨の意見書が提出された場合、意見を聞くものとしている。異議を出した理由等をより詳しく聞くために

意見聴取について規定するとともに、意見聴取の方法等を規則に委任した。

(水源地域の指定等に係る意見の聴取)

第 14 条 町長は、条例第 19 条第 4 項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、その期日の 10 日前までに、条例第 19 条第 3 項の規定により縦覧に供された案について異議のある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

2 意見の聴取は、町長は指名する職員が行う。

(5) 第 5 項においては、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について、指定の時と同様の手続きが必要になることを規定した。

(所有権の移転等の事前届出)

第 20 条 土地所有者等は、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定に係る契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の住所、氏名又は名称（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- (3) 土地売買等の契約に係る所有権等の種類及び内容
- (4) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
- (5) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定後における当該土地の利用目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 土地所有者等は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、水源地域における適正な土地取引を図るため、町が事前に土地売買の情報を把握する必要があることから、水源地域内の土地に関する権利の移転等の事前届出について規定したものである。

【解説】

- (1) 第 1 項においては、水源地域における適正な土地利用を図るため、町が事前に土地売買等の情報を把握する必要があることから、土地所有者等に森林整備の必要性や各種法令の規制状況等について契約締結前に助言する機会を確保しようとするものである。
- (2) 第 1 項では、届出について位置づけ、届出の対象や内容について規定するとともに、届出の様式や記載内容について規則に委任した。なお、届出の時期について 30 日前としたのは、届出義務者の負担と町長が助言を行うために必要とする期間を考慮したものである。
- (3) 面積の大小に関わらず所有権の移転等を把握する必要があることから、届出面積に下限及び上限を設けないこととした。
- (4) 第 1 項の届出は、第 7 条第 1 項の届出と異なり、取引内容の事前の把握及び助言が届出の趣旨であり、土地売買等の契約が終了した時点でこの条例に関する手続きは終了

することから、事前届出書の提出数は1通とした。

- (5) 「契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を町長に届け出なければならない。」とは、届出をする時期を示したものであり、国土利用計画法に規定するような「契約は成立しない。」という概念はない。
- (6) 届出の対象となる契約は、贈与契約、売買契約、交換契約、地上権の設定契約、賃貸借契約、使用貸借契約といった土地の所有権等の移転等の契約で、対価を伴うか否かは関係ないこととする。
- (7) 事前届出書の添付書類は、土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面、土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書類の写しである。
- (8) 第1項第1号の「契約の当事者」とは、譲渡人等及び譲受人等の両者をいう。譲受人が未定の場合でも土地の所有権等の移転の計画があるときに届出を行い、譲受人が確定したときは、速やかに変更届出書を提出するものとする。
- (9) 第1項第2号の「土地の所在」とは、契約に係る土地の大字、地番までをいい、届出に係る全ての筆を記載することとする。

「面積」は、実測面積が分かっている場合はそれを用いることとするが、実測面積が分かっていない場合は登記簿上の面積を用いる。面積の記載の単位は1m²単位で行う。

- (10) 第1項第3号の「所有権等の種別及び内容」のうち、種別とは、所有権、地上権、地役権、賃借権及び使用貸借に係る権利の別のことであり、内容とは、権利の設定期間のことである。
- (11) 第1項第5号の「利用目的」は、権利の移転先等に確認の上、記載するものとする（森林、住宅地、農地、工業用地など直接的な土地利用区分に応じて記載する。）
- (12) 第1項第6号は、届出の項目の一部を規則に委任したものであり、その内容は地目及び土地の現況、当事者の主たる業種である。

施行規則

（所有権移転等の事前届出）

第15条 条例第20条の規定による届出は、土地の所有権等の移転等（変更）届出書（様式第11号）を町長に提出してするものとする。

- 2 前項の届出には、次に掲げる書類を添えるものとする。
 - (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
 - (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し
- 3 条例第20条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び利用の現況
 - (2) 契約の当事者が行う主たる事業が属する業種
- (13) 第2項においては、契約締結前に届出書の内容に変更が生じた場合、変更届出書を30日の期間を過ぎる前に遅滞なく届け出ることを規定するとともに、届出書の様式及び添付書類について規則に委任した。

(対象工作物設置の事前届出等)

- 第 21 条 施設設置者は、対象工作物を設置しようとする日の 30 日前までに、次に掲げる事項を、規則で定めるところにより、必要な書類を添付して町長に届け出、かつ、その内容について町長と協議しなければならない。
- (1) 対象工作物を設置しようとする当事者の住所、氏名又は名称（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 対象工作物を設置しようとする土地の所在及び面積
 - (3) 対象工作物を設置しようとする年月日
 - (4) 対象工作物に係る事業計画及び事業内容
- 2 施設設置者は、対象工作物に係る事業内容並びに水質又は水量への影響及びその防止策について、関係する町民等に対し、説明会を開催するよう努めなければならない。
- 3 前条第 1 項及び前 1 項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 土地売買等の契約又は対象工作物を設置しようとする当事者的一方又は双方が、国、地方公共団体その他規則で定める者であるとき。
 - (2) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。
- 4 施設設置者は、第 1 項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、水源地域における適正な土地利用を図るため、町が事前に設置予定の工作物の情報を把握する必要があることから、水源地域内の対象工作物の設置に係る事前届出について規定したものである。

【解説】

- (1) 第 1 項においては、水源地域における適正な土地利用を図るため、町が事前に設置予定の工作物の情報を把握する必要があることから、施設設置者に水源環境保全の必要性や各種法令の規制状況等について契約締結前に助言する機会を確保しようとするものである。
- (2) 第 1 項では、届出について位置づけ、届出の対象や内容について規定するとともに、届出の様式や記載内容について規則に委任した。なお、届出の時期について 30 日前としたのは、届出義務者の負担と町長が助言を行うために必要とする期間を考慮したものである。

施行規則

(対象工作物の設置の届出等)

- 第 16 条 条例第 21 条の規定による届出は、対象工作物設置届出書（様式第 12 号）を町長に提出してするものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
 - (1) 対象工作物を設置する地域を示す図面及びその付近見取図
 - (2) 対象工作物の計画書及び平面図
 - (3) 対象工作物を設置しようとする者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- (3) 第2項においては、水源地域における適正な土地利用を図るため、対象工作物の事業内容や水質、水量、影響への防止策等について、関係する町民等に事前に説明会を開くことで、事業の把握、理解等の機会を確保しようとするものである。
- (4) 第3項においては、国、地方公共団体などにおいては、現在も適正な土地利用が図られており、水源涵養機能の発揮に支障を及ぼすような権利移転等のおそれがないことから届出を不要とした。また、その他の具体的な除外規定を規則に委任した。
- (5) 非常災害の場合は、当然早急に対応する必要があり、届出制になじまないことから除外した。

施行規則

(対象工作物の設置の届出等)

第16条

3 条例第21条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 当事者的一方又は双方が次に掲げる法人である場合

ア 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2項に規定する森林整備法人

イ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）に規定する国立研究開発法人森林研究・整備機構

ウ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合

(3) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合

(6) 第4項においては、対象工作物設置前に届出書の内容に変更が生じた場合、変更届出書を30日の期間を過ぎる前に遅滞なく届け出ることを規定するとともに、届出書の様式及び添付書類について規則に委任した。

(報告の徴収及び立入調査)

第22条 町長は、この章の規定を施行するために必要な限度において、第20条又は前条の規定による届出をした土地所有者等又は施設設置者から必要な報告を求め、又はその職員に、届出に係る土地又は対象工作物に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の機能に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、第16条第2項に規定するその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、届出書の内容確認や届出者に対する助言等、条例の施行に当たって必要となる情報を得るため、届出者からの報告の聴取及び当該土地への立入調査等について規定したものである。

【解説】

(1) 第1項においては、必要がある場合に届出者からの報告の徴収及び当該土地への立

入調査等ができる旨を記載した。なお、求める報告とは、届出の内容（契約の相手方や利用目的等）に係る不明な点や確認が必要な点であり、報告徴収の範囲は、届出者に義務を課すものであるため、この章が目的としている事項に限定し、その目的を達成するための必要最小限度のものとする。

- (2) 「水源地域の機能に及ぼす影響」とは、水の枯渇及び水質の悪化などが想定される。また、「関係者」とは、土地所有者等、施設設置者及び契約の相手方である。
- (3) 第2項の「身分を示す証明書」は、規則で様式を定め、立入調査時には必ず携行し、関係者の求めに応じて提示する。なお、提示に際には、当然、立入調査の目的を説明することになる。
- (4) 第3項は、立入調査が本章の円滑な執行を目的とするものであって、犯罪捜査などの刑事手続きとは異なることを規定した。

(助言)

第23条 町長は、第20条又は第21条の規定による届出をした者又は施設設置者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地及びその周辺の土地（水源地域内のものに限る。）における水源涵養機能の維持及び増進を図るために必要な助言をするものとする。

2 第20条又は第21条の規定による届出をした者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に対し、その旨及びその内容を伝達するものとする。

【趣旨】

本条は、水源地域の適正な土地利用の確保のためには、売買契約の当事者に当該土地が水源地域であることや、その土地に係る法規制等を知らせる必要があることから、事前届出により把握した土地所有者や施設設置者等を通じて、新たに所有権等の取得等をする者に水源涵養機能の維持、増進等の必要性や各種法令の規制状況などの必要な助言を行うことを規定したものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、助言を行う際は、助言の内容を十分に理解していただくよう、必要な資料の提供と合わせ丁寧に行う必要がある。なお、助言の内容としては、以下のようなことが想定される。
- ・水源涵養機能の維持の必要性に関すること。
 - ・森林法、国土利用計画法による事後届出、新潟県水源地域の保全に関する条例による事前届出に関すること。
 - ・その他土地利用規制に関すること。
 - ・森林の管理（森林整備等）に関すること。など。
- (2) 第2項においては、届出者（売主等）から新たな所有者等（買主等）に対し、助言の内容を伝達することを規定した。なお、義務規定であるが、義務違反に関する勧告・公表はない。売主を介して助言を伝達するものとしたのは、契約の相手方は届出の時点では届出に係る土地について何ら権利を有しておらず、権利の移転先又は設定する者と確定していないほか、権利の移転等が本来は自由なものであることに配慮したもので

ある。

(勧告等)

第 24 条 町長は、土地所有者等又は施設設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第 20 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第 21 条第 1 項又は第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第 22 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

【趣旨】

本条は、本条例に基づく事前届出の義務違反行為を抑制し、実効性を担保するため、勧告及び勧告に従わなかった場合等に対する公表について規定したものである。

【解説】

- (1) 第 1 項においては、勧告ができる旨及び勧告の対象となる行為について規定した。
- (2) 第 1 項第 1 号では、条例の目的を達成する上で届出がない場合や記載内容が事実と異なる場合、正確な情報の把握ができず、届出者への助言に支障をきたすことから対象とした。なお、無届の場合であっても、森林法や国土利用計画法、新潟県水源地域の保全に関する条例による届出、森林法による森林所有者に関する情報利用等により把握できることとなるので、無届であることを把握することができる。また、虚偽の届出は、既に権利の移転がなされているにもかかわらず、偽って届け出た場合や、当該土地に関する権利を有しないにもかかわらず届け出た場合などが該当することとなる。
- (3) 第 1 項第 2 号は、対象工作物の設置について、第 1 号と同様に定めたもの。
- (4) 第 1 項第 3 号は、届出内容について不明な点や確認したい点について報告を求めたにもかかわらず、報告をしない場合や虚偽の報告をした場合、又は立入調査を拒み、妨げ、忌避した場合や質問に答えなかったり、虚偽の内容を答えた場合も当然、正確な情報の把握ができず、届出者への助言に支障をきたすことから対象とした。
- (5) 勧告は届出等の義務違反行為の抑止を図るため、原則としてたとえ初回であっても行うべきであるが、土地所有者等が錯誤により届出を行わなかった場合、届出内容について軽微な不備であった場合(土地面積の記載ミス等)は、直ちに勧告するのではなく、窓口指導で対応することが考えられる。
- (6) 第 2 項においては、本条の勧告に従わなかった場合は、第 8 条の届出事項の変更に係る勧告と同様、勧告に従わなかった旨の公表をすることができる。また、第 8 条と同様に、公表を行う際には、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雜則

(公表)

第25条 町長は、第8条、第14条及び前条の規定による勧告や第15条の命令を受けた者が、当該勧告や命令に従わなかったときは、当該勧告の内容及び氏名等を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるなければならない。

【趣旨】

本条は、水源地域や地下水の保全を図るために、条例の違反者に対して、勧告の内容や氏名等を公表することで、条例の実効性を担保するものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、揚水設備の設置の届出事項の変更、所有権の移転等の届出、対象工作物の設置の届出等に係る勧告に従わなかったときは、勧告内容や氏名等を公表することができるとした。
- (2) 第2項においては、公表を行うとなれば、勧告を受けた者に影響を与えることから、公表を行う際には、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならないこととした。

(委任)

第26条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、条例における届出の様式、届出の時期等を規則へ委任することを規定したものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章、第3章（第19条を除く。）の規定は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第20条の規定は、令和8年5月1日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

【趣旨】

附則は、施行期日経過措置及び運用区分を定めたものである。

【解説】

- (1) 第1項においては、届出制度の導入が土地所有者や施設設置者等に新たな義務を課すものであることから、条例公布日から一定の期間を設けたものである。
- (2) 第2項においては、条例第20条で規定する「所有権等の移転等の事前届出」について適用区分を明確にするため規定したものである。「所有権等の移転等の事前届出」が、契約しようとする30日までに届け出ることを規定しているため、運用区分として、令

和8年4月1日の施行日時点での届出が30日前となることを明確にするものである。